

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第1条中「5条第1項第2号」を「5条第1項第1号又は第2号」に改める。

第2条中「高速道路の維持」を「高速道路の改築、維持」に改める。

第10条中「平成62年3月15日」を「平成62年8月27日」に改める。

第13条第1項中「改築又は」を削り、同条第3項中「改築に関する工事にあつては、別紙1に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、」を削る。

第14条中「第51条第4項」を「第51条第2項から第4項」に改める。

第15条中「高速道路の修繕」を「高速道路の改築、修繕」に改める。

別紙1を次のとおり改める。

別紙1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る 高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

1,335 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,532 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日				
一般国道28号(本 州四国連絡道路 (神戸・鳴門ルー ト))	兵庫県洲本 市	市道中川原 スマートイン ター東線(仮 称)・同西線 (仮称)	兵庫県洲本 市	立体接続	平成25年 7月1日	平成30年 3月31日	1,335百万円	1,532百万円	ー	本線 直結型

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	9,076 百万円
H 2 6	12,534 百万円
H 2 7	12,609 百万円
H 2 8	9,033 百万円
H 2 9	8,839 百万円
H 3 0	10,461 百万円
H 3 1	8,068 百万円
H 3 2	7,905 百万円
H 3 3	6,631 百万円
H 3 4	6,982 百万円
H 3 5	8,628 百万円
H 3 6	8,073 百万円
H 3 7	8,271 百万円
H 3 8	7,245 百万円
H 3 9	8,951 百万円
H 4 0	9,403 百万円
H 4 1	8,495 百万円
H 4 2	7,569 百万円
H 4 3	8,448 百万円
H 4 4	7,820 百万円
H 4 5	10,419 百万円
H 4 6	8,357 百万円
H 4 7	9,408 百万円
H 4 8	7,931 百万円
H 4 9	7,975 百万円
H 5 0	7,306 百万円
H 5 1	8,896 百万円
H 5 2	7,109 百万円
H 5 3	5,594 百万円
H 5 4	5,642 百万円
H 5 5	7,654 百万円
H 5 6	7,996 百万円
H 5 7	6,814 百万円
H 5 8	8,442 百万円
H 5 9	7,472 百万円
H 6 0	10,126 百万円
H 6 1	5,212 百万円
H 6 2	3,093 百万円

(注1) H18年度からH24年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第8条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
		うち盛土・切土・のり面構築物等分			
H18	(58,545 百万円) 60,704 百万円	(2,489 百万円) 2,597 百万円	(47,289 百万円) 49,340 百万円	(4,629 百万円) 4,830 百万円	(42,660 百万円) 44,510 百万円
H19	(57,759 百万円) 60,308 百万円	(2,450 百万円) 2,577 百万円	(46,542 百万円) 48,964 百万円	(4,556 百万円) 4,793 百万円	(41,986 百万円) 44,171 百万円
H20	(54,980 百万円) 56,415 百万円	(2,311 百万円) 2,382 百万円	(43,902 百万円) 45,266 百万円	(4,298 百万円) 4,431 百万円	(39,604 百万円) 40,835 百万円
H21	(37,795 百万円) 37,631 百万円	(1,451 百万円) 1,443 百万円	(27,577 百万円) 27,421 百万円	(2,700 百万円) 2,685 百万円	(24,877 百万円) 24,736 百万円
H22	(37,196 百万円) 38,520 百万円	(1,421 百万円) 1,473 百万円	(27,008 百万円) 27,978 百万円	(2,644 百万円) 2,739 百万円	(24,364 百万円) 25,239 百万円
H23	(37,523 百万円) 45,129 百万円	(1,572 百万円) 1,990 百万円	(27,087 百万円) 34,275 百万円	(2,093 百万円) 2,649 百万円	(24,994 百万円) 31,626 百万円
H24	(40,644 百万円) 48,011 百万円	(1,777 百万円) 2,181 百万円	(30,655 百万円) 37,618 百万円	(2,367 百万円) 2,904 百万円	(28,288 百万円) 34,714 百万円
H25	(39,461 百万円) 48,984 百万円	(1,712 百万円) 2,234 百万円	(29,537 百万円) 38,538 百万円	(2,280 百万円) 2,975 百万円	(27,257 百万円) 35,563 百万円
H26	46,375 百万円	2,073 百万円	35,812 百万円	2,762 百万円	33,050 百万円
H27	44,660 百万円	1,979 百万円	34,191 百万円	2,637 百万円	31,554 百万円
H28	42,607 百万円	1,867 百万円	32,250 百万円	2,487 百万円	29,763 百万円
H29	40,778 百万円	1,767 百万円	30,521 百万円	2,354 百万円	28,167 百万円
H30	39,124 百万円	1,676 百万円	28,958 百万円	2,233 百万円	26,725 百万円
H31	37,350 百万円	1,579 百万円	27,281 百万円	2,104 百万円	25,177 百万円
H32	35,936 百万円	1,502 百万円	25,944 百万円	2,001 百万円	23,943 百万円
H33	34,311 百万円	1,413 百万円	24,408 百万円	1,882 百万円	22,526 百万円
H34	32,600 百万円	1,319 百万円	22,791 百万円	1,758 百万円	21,033 百万円
H35	31,183 百万円	1,242 百万円	21,451 百万円	1,654 百万円	19,797 百万円
H36	59,147 百万円	2,772 百万円	47,885 百万円	3,693 百万円	44,192 百万円
H37	58,624 百万円	2,743 百万円	47,391 百万円	3,655 百万円	43,736 百万円
H38	58,271 百万円	2,724 百万円	47,057 百万円	3,629 百万円	43,428 百万円
H39	57,838 百万円	2,700 百万円	46,648 百万円	3,598 百万円	43,050 百万円
H40	57,316 百万円	2,672 百万円	46,154 百万円	3,560 百万円	42,594 百万円
H41	56,938 百万円	2,651 百万円	45,797 百万円	3,532 百万円	42,265 百万円
H42	56,510 百万円	2,627 百万円	45,393 百万円	3,501 百万円	41,892 百万円
H43	55,270 百万円	2,560 百万円	44,220 百万円	3,410 百万円	40,810 百万円
H44	54,291 百万円	2,506 百万円	43,295 百万円	3,339 百万円	39,956 百万円
H45	53,297 百万円	2,452 百万円	42,355 百万円	3,267 百万円	39,088 百万円
H46	52,111 百万円	2,387 百万円	41,234 百万円	3,180 百万円	38,054 百万円
H47	51,168 百万円	2,335 百万円	40,343 百万円	3,111 百万円	37,232 百万円
H48	50,218 百万円	2,283 百万円	39,445 百万円	3,042 百万円	36,403 百万円
H49	49,193 百万円	2,227 百万円	38,476 百万円	2,967 百万円	35,509 百万円
H50	48,105 百万円	2,168 百万円	37,447 百万円	2,888 百万円	34,559 百万円
H51	47,316 百万円	2,124 百万円	36,702 百万円	2,831 百万円	33,871 百万円
H52	46,209 百万円	2,064 百万円	35,655 百万円	2,750 百万円	32,905 百万円
H53	45,407 百万円	2,020 百万円	34,897 百万円	2,691 百万円	32,206 百万円
H54	44,658 百万円	1,979 百万円	34,189 百万円	2,637 百万円	31,552 百万円
H55	43,955 百万円	1,941 百万円	33,524 百万円	2,586 百万円	30,938 百万円
H56	43,192 百万円	1,899 百万円	32,803 百万円	2,530 百万円	30,273 百万円
H57	42,323 百万円	1,851 百万円	31,982 百万円	2,467 百万円	29,515 百万円
H58	41,690 百万円	1,817 百万円	31,383 百万円	2,420 百万円	28,963 百万円
H59	40,942 百万円	1,776 百万円	30,676 百万円	2,366 百万円	28,310 百万円
H60	40,305 百万円	1,741 百万円	30,074 百万円	2,319 百万円	27,755 百万円
H61	39,205 百万円	1,681 百万円	29,034 百万円	2,239 百万円	26,795 百万円
H62	13,265 百万円	537 百万円	9,278 百万円	716 百万円	8,562 百万円

(注1)平成18年度から平成24年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

[百万円 (消費税込み)]

年度	計画料金収入
H18	(75,422) 78,335
H19	(75,021) 78,320
H20	(72,084) 74,240
H21	(54,982) 54,268
H22	(54,506) 56,375
H23	(53,810) 61,954
H24	(56,893) 64,828
H25	(55,949) 66,031
H26	62,880
H27	61,306
H28	59,493
H29	57,723
H30	56,051
H31	54,369
H32	52,725
H33	51,126
H34	49,563
H35	47,855
H36	75,645
H37	75,165
H38	74,689
H39	74,218
H40	73,752
H41	73,290
H42	72,830
H43	71,743
H44	70,674
H45	69,621
H46	68,583
H47	67,561
H48	66,553
H49	65,562
H50	64,583
H51	63,620
H52	62,672
H53	61,737
H54	60,820
H55	59,911
H56	59,018
H57	58,138
H58	57,273
H59	56,419
H60	55,578
H61	54,750
H62	21,920

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度上段の()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1 高速道路の路線名

(1)

- イ 路線名 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
- 区 間 兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

(2)

- イ 路線名 一般国道30号(瀬戸中央自動車道)
- 区 間 岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

(3)

- イ 路線名 一般国道317号(西瀬戸自動車道)
- 区 間 愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで及び同市因島洲江町字深久保から同市高須町字オケ久保まで

2 料金の額

(1) 定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- イ 会社
本州四国連絡高速道路株式会社
- 三会社
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
- ハ 六会社
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社
- ニ 本四道路
1に定める高速道路
- ホ 省令
有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)
- ヘ 利用規程
省令第2条第2項の規定に基づき、六会社が定めたETCシステム利用規程(平成24年12月6日)
- ト 車載器
利用規程第3条第1号に規定する車載器
- チ ETCカード
利用規程第3条第1号に規定するETCカード
- リ ETCクレジットカード
会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード
- ヌ ETCパーソナルカード
六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカード
- ル ETCコーポレートカード
三会社が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたETCカード
- ヲ ETCシステム
省令第1条に規定する有料道路自動料金收受システム
- ワ ETC車
ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通

信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

カ ETC車等

ETC車並びに櫃石島、岩黒島及び与島又は馬島を通行できるものとして会社が指定した自動車

コ 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日

タ 山陽自動車道

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線

シ 高松自動車道

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 料金の額

料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3に定める料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

ただし、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの間のETC車等の料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表4（当分の間、ETC車のうち中型車、大型車又は特大車が休日に走行（本四道路の流入する料金所及び流出する料金所をどちらも休日に通行する一の走行をいう。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日の午前1時（前日が休日の場合は午前0時）から翌午前0時までの間に通行する走行をいう。）する場合は別表6）及び別表5に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

なお、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

(3) 通行止めに伴う料金調整

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。ただし、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの間におけるETC車等については、以下の額を一律150円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

(4) 料金の割引

イ 障害者割引

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付され

ている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

（□）割引率

割引率は50パーセント以下とする。

□ 大口・多頻度割引

（イ）割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（□）割引率

本四道路を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9パーセント
5万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で割引率を期間を定めて変更する場合には、事前に機構に届出する。

ハ 回数券割引

（イ）割引をする自動車等

別表1に定める軽車両等

（□）割引率

割引率は20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、50パーセント以下とする。

ニ 特定車割引

（イ）割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

- ① 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者（以下「三島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車及び三島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。
- ② 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者（以下「馬島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車等及び馬島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

(□) 割引率

割引率は35パーセントとする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り上げる。

ホ ETC前納割引

(イ) 割引をする自動車

ETCクレジットカード（三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社）が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(□) 割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約5パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

ハ 路線バス割引

(イ) 割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。）で、1の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

(□) 割引率

割引率は30パーセントとする。

ト マイレージ割引

(イ) 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。以下「マイレージ割引対象カード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行し

たものとみなす。以下「マイレージ割引対象車」という。)

(ロ) 割引率等

① ポイントの付与

料金の額10円ごとに1ポイントを会社が別に定めるところにより付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にマイレージ割引対象カードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に機構に届出する。

④ 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累積数に、当該ポイントの累積数の7倍のポイント別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

チ 休日割引

(イ) 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び平成26年4月28日に本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び平成26年4月28日の午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引額

通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から、別表7の割引適用後料金に消費税及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行った額を差し引いた額。ただし、算出した割引額が0円を下回る場合は、割引額は0円とする。また、(3)ただし書の料金調整が行われたことにより、料金調整後の料金が割引額を下回る場合は、割引後の料金は0円とする。

(ハ) 実施期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

リ 平日朝夕割引

(イ) 割引をする自動車

マイレージ割引対象車のうち、軽自動車等及び普通車。

(ロ) 割引額

① 月間適用回数に応じた還元額

マイレージ割引対象カードごとに、③に定める月間適用回数に応じて次表に定め

る額を、会社が別に定めるところにより還元する。

月間適用回数	還元額
5～9回	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50%を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)を差し引いた額に、0.6を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)。ただし、0円を下回る場合は、0円とする。
10回以上	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50%を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)を差し引いた額。ただし、0円を下回る場合は、0円とする。

② 割引対象走行

休日以外の日の午前6時から午前9時まで(以下「朝時間帯」という。)又は午後5時から午後8時まで(以下「夕時間帯」という。)の間に、本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前6時から午前10時まで(朝時間帯)又は午後5時から午後9時まで(夕時間帯)の間に通行するもの。

③ 月間適用回数

マイレージ割引対象カードごとの②の割引対象走行の月間累計回数。ただし、一の朝時間帯又は夕時間帯に複数回の②の割引対象走行がある場合は、割引対象走行回数にかかわらず、①の判定をするための適用回数は1回とし、1日2回(朝時間帯1回、夕時間帯1回)を上限とする。

(ハ) 実施期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

又 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引をする自動車等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引ごとに適宜設定する。

(ニ) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性又は利用増進に資するものとし、企画割引ごとに適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

ル 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本四道路において、社会実験として以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できる

ものとする。

- (イ) 割引をする自動車等
本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車等
- (ロ) 割引率等
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
- (ハ) 実施する期間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。
- (ニ) 適用区間
個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。
- (ホ) 事前の届出
個々の社会実験ごとに上記（イ）から（ニ）までの詳細について、あらかじめ機構に届出する。

ヲ 割引相互間の適用関係

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はE T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はE T C前納割引を適用する。
- (ロ) 休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、E T C前納割引、マイレージ割引

- (ハ) 一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。
- (二) 障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

2に掲げる消費税及び地方消費税の取扱いについて、事前に機構に届出を行うことで、切捨てにより10円単位の端数処理を行うことができる。

4 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月27日までとする。

5 実施時期

2に掲げる事項は平成26年4月1日から実施することとし、それまでの間は従前のおりとする。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「法」という。)第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側付寸輪自動車を含む。)であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車(ハに該当するものを除く。)をいい、人の運送の用に供するものにおいて、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引車両の軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3軸以下のもの)	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので軸数が3以下のもの(チ又ホに該当するものを除く。)又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの(乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので軸数の合計が3以下のもの(トに該当するものを除く。)及び車両総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で軸数の合計が4のもの(ヲに該当するものを除く。)並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国幹線高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2軸のもの)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両ト又はチに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又ホに該当する2軸のけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4軸以上のもの)	普通貨物自動車で軸数の合計が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のものをいう。
	ヨ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)をいう。
	タ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。)をいう。
軽車両等	シ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第41項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第31項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	190.477
									垂水	142.858	285.715	
								淡路、 淡路SA	1,761.905	1,857.143	1,952.381	
						東浦	190.477	1,904.762	2,000.000	2,095.239		
					北淡	285.715	380.953	2,095.239	2,190.477	2,285.715		
				津名一宮	285.715	476.191	619.048	2,333.334	2,380.953	2,523.810		
			中川原 スマート	238.096	476.191	666.667	809.524	2,476.191	2,571.429	2,714.286		
		洲本	142.858	333.334	571.429	761.905	904.762	2,571.429	2,666.667	2,761.905		
		西淡三原	285.715	380.953	571.429	761.905	1,000.000	1,095.239	2,809.524	2,904.762	3,000.000	
		淡路島南	285.715	476.191	571.429	761.905	1,000.000	1,190.477	1,285.715	3,000.000	3,095.239	3,190.477
	鳴門北	857.143	1,095.239	1,285.715	1,380.953	1,571.429	1,761.905	2,000.000	2,095.239	3,809.524	3,904.762	4,000.000
鳴門	238.096	1,047.620	1,238.096	1,476.191	1,523.810	1,714.286	1,952.381	2,142.858	2,285.715	3,952.381	4,047.620	4,142.858

(普通車)

												神戸西
											布施畑	238.096
									垂水	190.477	333.334	
								淡路、 淡路SA	2,190.477	2,333.334	2,476.191	
						東浦	238.096	2,380.953	2,476.191	2,619.048		
					北淡	333.334	476.191	2,619.048	2,714.286	2,857.143		
				津名一宮	380.953	619.048	761.905	2,904.762	3,000.000	3,142.858		
			中川原 スマート	333.334	619.048	857.143	1,000.000	3,095.239	3,238.096	3,380.953		
		洲本	190.477	428.572	714.286	952.381	1,095.239	3,238.096	3,333.334	3,476.191		
		西淡三原	333.334	476.191	714.286	952.381	1,238.096	1,380.953	3,476.191	3,619.048	3,761.905	
		淡路島南	333.334	619.048	714.286	952.381	1,238.096	1,476.191	1,619.048	3,761.905	3,857.143	4,000.000
	鳴門北	1,095.239	1,333.334	1,619.048	1,714.286	1,952.381	2,238.096	2,476.191	2,619.048	4,761.905	4,857.143	5,000.000
鳴門	285.715	1,285.715	1,571.429	1,809.524	1,952.381	2,142.858	2,428.572	2,666.667	2,857.143	4,952.381	5,047.620	5,190.477

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA	2,666.667	2,761.905	2,952.381
								東浦	285.715	2,857.143	2,952.381	3,142.858
							北淡	380.953	571.429	3,142.858	3,285.715	3,428.572
						津名一宮	428.572	761.905	904.762	3,476.191	3,619.048	3,761.905
					中川原スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	3,761.905	3,857.143	4,047.620
				洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,857.143	4,000.000	4,190.477
			西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	4,190.477	4,333.334	4,476.191
		淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	4,476.191	4,619.048	4,809.524
	鳴門北	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	5,714.286	5,809.524	6,000.000
鳴門	333.334	1,571.429	1,857.143	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,952.381	6,095.239	6,238.096

(大型車)

												神戸西	
											布施畑	380.953	
											垂水	333.334	571.429
										淡路、淡路SA	3,666.667	3,809.524	4,047.620
								東浦	380.953	3,904.762	4,095.239	4,333.334	
							北淡	571.429	809.524	4,333.334	4,476.191	4,714.286	
						津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	4,761.905	4,952.381	5,190.477	
					中川原スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	5,142.858	5,333.334	5,571.429	
				洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	5,333.334	5,523.810	5,714.286	
			西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	5,761.905	5,952.381	6,190.477	
		淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	6,190.477	6,333.334	6,571.429	
	鳴門北	1,809.524	2,238.096	2,666.667	2,857.143	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	7,857.143	8,000.000	8,238.096	
鳴門	476.191	2,142.858	2,571.429	3,000.000	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	8,190.477	8,333.334	8,571.429	

(特大車)

													神戸西										
													布施畑	619.048									
												垂水	523.810	904.762									
												淡路、 淡路SA	6,571.429	6,857.143	7,238.096								
												東浦	666.667	7,000.000	7,285.715	7,666.667							
												北淡	904.762	1,333.334	7,666.667	7,952.381	8,333.334						
												津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	8,428.572	8,761.905	9,142.858					
												中川原 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	9,047.620	9,333.334	9,761.905				
												洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	9,380.953	9,666.667	10,047.620			
												西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	10,095.239	10,380.953	10,761.905		
												淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	10,761.905	11,095.239	11,476.191	
												鳴門北	3,238.096	3,904.762	4,666.667	4,952.381	5,571.429	6,380.953	7,047.620	7,476.191	13,761.905	14,095.239	14,476.191
鳴門	809.524	3,809.524	4,476.191	5,238.096	5,523.810	6,142.858	6,904.762	7,619.048	8,000.000	14,333.334	14,619.048	15,000.000											

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	2,666.667	2,904.762	3,095.239
坂出	/	1,523.810	2,714.286	2,952.381	3,142.858

(普通車)

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	619.048
		与島PA	1,523.810	1,809.524	2,047.620
	坂出北	1,809.524	3,333.334	3,619.048	3,857.143
坂出	/	1,857.143	3,380.953	3,714.286	3,904.762

(中型車)

				早島
			水島	380.953
		児島	476.191	761.905
	与島PA	1,809.524	2,190.477	2,476.191
	坂出北	2,190.477	4,000.000	4,333.334
坂出		2,238.096	4,095.239	4,428.572

(大型車)

				早島
			水島	523.810
		児島	619.048	1,000.000
	与島PA	2,523.810	3,000.000	3,380.953
	坂出北	3,000.000	5,476.191	5,952.381
坂出		3,095.239	5,619.048	6,095.239

(特大車)

				早島
			水島	857.143
		児島	1,047.620	1,714.286
	与島PA	4,523.810	5,333.334	5,952.381
	坂出北	5,380.953	9,904.762	10,714.286
坂出		5,619.048	10,142.858	10,952.381

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	285.715
	因島北		
	向島	523.810	809.524
西瀬戸尾道	238.096	714.286	1,000.000

		大島北
	伯方島	380.953
	大三島	333.334
生口島南	619.048	857.143
		1,190.477

		今治
	今治北	
大島南	1,285.715	1,428.572

(普通車)

			生口島北
		因島南	333.334
	向島	666.667	1,047.620
西瀬戸尾道	285.715	857.143	1,238.096

		伯方島	523.810
	大三島	428.572	809.524
生口島南	761.905	1,095.239	1,476.191

		今治
	今治北	
大島南	1,619.048	1,761.905

(中型車)

			生口島北
		因島南	428.572
	向島	809.524	1,238.096
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620	1,476.191

		伯方島	619.048
	大三島	476.191	1,000.000
生口島南	904.762	1,285.715	1,761.905

		今治
	今治北	
大島南	1,952.381	2,142.858

(大型車)

			生口島北
		因島南	571.429
	向島	1,142.858	1,714.286
西瀬戸尾道	476.191	1,428.572	2,000.000

		伯方島	809.524
	大三島	666.667	1,380.953
生口島南	1,238.096	1,761.905	2,428.572

		今治
	今治北	
大島南	2,666.667	2,904.762

(特大車)

			生口島北
		因島南	1,047.620
	向島	2,000.000	3,047.620
西瀬戸尾道	761.905	2,523.810	3,523.810

		伯方島	1,476.191
	大三島	1,190.477	2,380.953
生口島南	2,190.477	3,142.858	4,333.334

		今治
	今治北	
大島南	4,809.524	5,238.096

(軽車両等)

区間	来島海峡 第三大橋	来島海峡第一 ・第二大橋	伯方・ 大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	95.239	95.239	47.620	47.620	95.239	47.620	47.620

(注1) 「軽車両等」については、来島海峡第三大橋(愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで)、来島海峡第一・第二大橋(愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで)、伯方・大島大橋(愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで)、大三島橋(愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで)、多々羅大橋(愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで)、生口橋(広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで)及び因島大橋(広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで)を料金の徴収区間とする。

(注2) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表3 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	428.572	666.667	857.143
		岩黒島	380.953	809.524	1,047.620	1,238.096
	与島、与島PA	380.953	761.905	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	1,857.143	2,190.477		
坂出		1,523.810	1,904.762	2,285.715		

(普通車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	571.429	857.143	1,095.239
		岩黒島	476.191	1,000.000	1,285.715	1,523.810
	与島、与島PA	523.810	952.381	1,523.810	1,809.524	2,047.620
	坂出北	1,809.524	2,333.334	2,761.905		
坂出		1,857.143	2,380.953	2,857.143		

(中型車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	666.667	1,047.620	1,285.715
		岩黒島	523.810	1,190.477	1,571.429	1,857.143
	与島、与島PA	619.048	1,142.858	1,809.524	2,190.477	2,476.191
	坂出北	2,190.477	2,761.905	3,333.334		
坂出		2,238.096	2,857.143	3,428.572		

(大型車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	904.762	1,428.572	1,809.524
		岩黒島				
	与島、与島PA		1,571.429	2,523.810	3,000.000	3,380.953
	坂出北	3,000.000	4,571.429			
坂出		3,095.239	4,666.667			

(特大車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	1,666.667	2,476.191	3,095.239
		岩黒島				
	与島、与島PA		2,904.762	4,523.810	5,333.334	5,952.381
	坂出北	5,380.953	8,285.715			
坂出		5,619.048	8,476.191			

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	
	馬島	619.048	714.286
大島南	666.667		

(普通車)

			今治
		今治北	
	馬島	761.905	904.762
大島南	857.143		

(中型車)

			今治
		今治北	
	馬島	904.762	1,095.239
大島南	1,047.620		

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表4 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
								淡路、 淡路SA	693.024	767.808	866.208	
						東浦	190.477	799.296	874.080	972.480		
					北淡	285.715	380.953	972.480	1,047.264	1,145.664		
				津名一宮	285.715	476.191	619.048	1,171.248	1,246.032	1,344.432		
			中川原 スマート	238.096	476.191	666.667	783.696	1,326.720	1,401.504	1,499.904		
		洲本	142.858	333.334	571.429	756.144	862.416	1,405.440	1,480.224	1,578.624		
	西淡三原	285.715	380.953	571.152	761.905	943.104	1,049.376	1,592.400	1,667.184	1,765.584		
	淡路島南	285.715	476.191	571.429	744.336	943.104	1,116.288	1,222.560	1,765.584	1,840.368	1,938.768	
	鳴門北	530.208	703.392	890.352	969.072	1,124.544	1,323.312	1,496.496	1,602.768	2,145.792	2,220.576	2,318.976
鳴門	238.096	673.872	847.056	1,034.016	1,112.736	1,268.208	1,466.976	1,640.160	1,746.432	2,289.456	2,364.240	2,462.640

(普通車)

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
								淡路、 淡路SA	828.780	922.260	1,045.260	
						東浦	238.096	961.620	1,055.100	1,178.100		
					北淡	333.334	476.191	1,178.100	1,271.580	1,394.580		
				津名一宮	380.953	614.940	747.780	1,426.560	1,520.040	1,643.040		
			中川原 スマート	333.334	592.800	809.280	942.120	1,620.900	1,714.380	1,837.380		
		洲本	190.477	428.572	691.200	907.680	1,040.520	1,719.300	1,812.780	1,935.780		
	西淡三原	333.334	476.191	676.440	924.900	1,141.380	1,274.220	1,953.000	2,046.480	2,169.480		
	淡路島南	333.334	600.180	698.580	892.920	1,141.380	1,357.860	1,490.700	2,169.480	2,262.960	2,385.960	
	鳴門北	625.260	841.740	1,075.440	1,173.840	1,368.180	1,616.640	1,833.120	1,965.960	2,644.740	2,738.220	2,861.220
鳴門	285.715	804.840	1,021.320	1,255.020	1,353.420	1,547.760	1,796.220	2,012.700	2,145.540	2,824.320	2,917.800	3,040.800

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、 淡路SA	964.536	1,076.712	1,224.312
								東浦	285.715	1,123.944	1,236.120	1,383.720
							北淡	380.953	569.184	1,383.720	1,495.896	1,643.496
						津名一宮	428.572	707.928	867.336	1,681.872	1,794.048	1,941.648
				中川原 スマート	380.953	681.360	941.136	1,100.544	1,915.080	2,027.256	2,174.856	
			洲本	238.096	501.288	799.440	1,059.216	1,218.624	2,033.160	2,145.336	2,292.936	
		西淡三原	428.572	548.520	781.728	1,079.880	1,339.656	1,499.064	2,313.600	2,425.776	2,573.376	
	淡路島南	380.953	690.216	808.296	1,041.504	1,339.656	1,599.432	1,758.840	2,573.376	2,685.552	2,833.152	
	鳴門北	720.312	980.088	1,260.528	1,378.608	1,611.816	1,909.968	2,169.744	2,329.152	3,143.688	3,255.864	3,403.464
鳴門	333.334	935.808	1,195.584	1,476.024	1,594.104	1,827.312	2,125.464	2,385.240	2,544.648	3,359.184	3,471.360	3,618.960

(大型車)

												神戸西
											布施畑	352.950
										垂水	304.242	507.192
									淡路、 淡路SA	1,269.987	1,424.229	1,627.179
								東浦	369.186	1,489.173	1,643.415	1,846.365
							北淡	507.192	726.378	1,846.365	2,000.607	2,203.557
						津名一宮	559.959	917.151	1,136.337	2,256.324	2,410.566	2,613.516
				中川原 スマート	470.661	880.620	1,237.812	1,456.998	2,576.985	2,731.227	2,934.177	
			洲本	312.360	633.021	1,042.980	1,400.172	1,619.358	2,739.345	2,893.587	3,096.537	
		西淡三原	535.605	697.965	1,018.626	1,428.585	1,785.777	2,004.963	3,124.950	3,279.192	3,482.142	
	淡路島南	507.192	892.797	1,055.157	1,375.818	1,785.777	2,142.969	2,362.155	3,482.142	3,636.384	3,839.334	
	鳴門北	934.179	1,291.371	1,676.976	1,839.336	2,159.997	2,569.956	2,927.148	3,146.334	4,266.321	4,420.563	4,623.513
鳴門	446.307	1,230.486	1,587.678	1,973.283	2,135.643	2,456.304	2,866.263	3,223.455	3,442.641	4,562.628	4,716.870	4,919.820

(特大車)

												神戸西
											布施畑	488.250
									垂水	407.070	745.320	
								淡路、淡路SA	2,146.365	2,403.435	2,741.685	
							東浦	515.310	2,511.675	2,768.745	3,106.995	
						北淡	745.320	1,110.630	3,106.995	3,364.065	3,702.315	
					津名一宮	833.265	1,428.585	1,793.895	3,790.260	4,047.330	4,385.580	
				中川原スマート	684.435	1,367.700	1,963.020	2,328.330	4,324.695	4,581.765	4,920.015	
			洲本	420.600	955.035	1,638.300	2,233.620	2,598.930	4,595.295	4,852.365	5,190.615	
		西淡三原	792.675	1,063.275	1,597.710	2,280.975	2,876.295	3,241.605	5,237.970	5,495.040	5,833.290	
	淡路島南	745.320	1,387.995	1,658.595	2,193.030	2,876.295	3,471.615	3,836.925	5,833.290	6,090.360	6,428.610	
	鳴門北	1,554.255	2,149.575	2,792.250	3,062.850	3,597.285	4,280.550	4,875.870	5,241.180	7,237.545	7,494.615	7,832.865
鳴門	643.845	2,048.100	2,643.420	3,286.095	3,556.695	4,091.130	4,774.395	5,369.715	5,735.025	7,731.390	7,988.460	8,326.710

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				早島
			水島	238.096
		児島	333.334	476.191
	与島PA	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	1,291.232	1,499.840
坂出		743.752	1,342.400	1,551.008
				1,712.384

(普通車)

				早島
			水島	333.334
		児島	380.953	612.480
	与島PA	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,576.540	1,837.300
坂出		910.940	1,640.500	1,901.260
				2,102.980

(中型車)

				早島	
			水島	380.953	
		児島	462.912	704.976	
	与島PA	860.472	1,173.384	1,415.448	
	坂出北	1,001.376	1,861.848	2,174.760	2,416.824
坂出		1,078.128	1,938.600	2,251.512	2,493.576

(大型車)

				早島	
			水島	482.838	
		児島	580.254	913.092	
	与島PA	1,155.024	1,585.278	1,918.116	
	坂出北	1,348.767	2,503.791	2,934.045	3,266.883
坂出		1,454.301	2,609.325	3,039.579	3,372.417

(特大車)

				早島	
			水島	704.730	
		児島	867.090	1,421.820	
	与島PA	2,026.380	2,743.470	3,298.200	
	坂出北	2,381.715	4,408.095	5,125.185	5,679.915
坂出		2,557.605	4,583.985	5,301.075	5,855.805

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北	
		因島南	246.320	
	因島北			
	向島	402.096		561.392
西瀬戸尾道	238.096	531.984		691.280

			大島北	
		伯方島	321.464	
	大三島	323.904	495.368	
生口島南	402.040	575.944	747.408	

		今治	
	今治北		
大島南	687.784	790.120	

(普通車)

			生口島北	
		因島南	270.400	
		因島北		
	向島	465.120		664.240
西瀬戸尾道	285.715	627.480		826.600

			大島北	
		伯方島	364.330	
	大三島	367.380	581.710	
生口島南	465.050	682.430	896.760	

			今治	
		今治北		
大島南	822.230			950.150

(中型車)

			生口島北	
		因島南	294.480	
		因島北		
	向島	528.144		767.088
西瀬戸尾道	333.334	722.976		961.920

			大島北	
		伯方島	407.196	
	大三島	410.856	668.052	
生口島南	528.060	788.916	1,046.112	

			今治	
		今治北		
大島南	956.676			1,110.180

(大型車)

			生口島北	
		因島南	348.660	
		因島北		
	向島	669.948		998.496
西瀬戸尾道	417.894	937.842		1,266.390

			大島北	
		伯方島	503.645	
	大三島	508.677	862.322	
生口島南	669.833	1,028.510	1,382.154	

			今治	
		今治北		
大島南	1,259.180			1,470.248

(特大車)

			生口島北	
		因島南	508.125	
		因島北		
	向島	1,065.225		1,639.830
西瀬戸尾道	596.490	1,511.715		2,086.320

			大島北	
		伯方島	774.540	
	大三島	764.010	1,388.550	
生口島南	1,078.545	1,692.555	2,317.095	

			今治	
		今治北		
大島南	2,158.080			2,509.860

- (注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- (注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表5 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	270.024	478.632	640.008
		岩黒島	155.664	425.688	634.296	795.672
	与島、与島PA	172.960	328.624	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	865.544	1,021.208		
坂出		743.752	916.712	1,072.376		

(普通車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	318.780	579.540	781.260
		岩黒島	194.580	513.360	774.120	975.840
	与島、与島PA	216.200	410.780	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,063.180	1,257.760		
坂出		910.940	1,127.140	1,321.720		

(中型車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	367.536	680.448	922.512
		岩黒島	233.496	601.032	913.944	1,156.008
	与島、与島PA	259.440	492.936	860.472	1,173.384	1,415.448
	坂出北	1,001.376	1,260.816	1,494.312		
坂出		1,078.128	1,337.568	1,571.064		

(大型車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	477.237	907.491	1,240.329
		岩黒島				
	与島、与島PA		677.787	1,155.024	1,585.278	1,918.116
	坂出北	1,348.767		2,026.554		
坂出		1,454.301		2,132.088		

(特大車)

						早島
					水島	
				児島		
			櫃石島	794.040	1,511.130	2,065.860
		岩黒島				
	与島、与島PA		1,232.340	2,026.380	2,743.470	3,298.200
	坂出北	2,381.715		3,614.055		
坂出		2,557.605		3,789.945		

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	
	馬島	323.048	425.384
大島南	364.736		

(普通車)

			今治
		今治北	
	馬島	385.060	512.980
大島南	437.170		

(中型車)

			今治
		今治北	
	馬島	447.072	600.576
大島南	509.604		

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表3(注2)の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表6 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ)

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、 淡路SA	1,444.445	1,611.112	1,833.334
							東浦	285.715	1,685.186	1,861.112	2,074.075	2,462.963
						北淡	380.953	571.429	2,074.075	2,250.000	2,462.963	2,916.667
					津名一宮	428.572	761.905	904.762	2,527.778	2,694.445	2,916.667	3,268.519
				中川原 スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	2,879.630	3,046.297	3,268.519	3,444.445
			洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,055.556	3,222.223	3,444.445	3,861.112
		西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	3,472.223	3,638.889	3,861.112	4,250.000
	淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	3,861.112	4,027.778	4,250.000	4,888.889
	鳴門北	1,083.334	1,472.223	1,888.889	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	4,722.223	4,888.889	5,111.112
鳴門	333.334	1,407.408	1,796.297	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,046.297	5,212.963	5,435.186

(大型車)

												神戸西
											布施畑	380.953
										垂水	333.334	571.429
									淡路、 淡路SA	1,907.408	2,138.889	2,444.445
							東浦	380.953	2,240.741	2,462.963	2,768.519	3,305.556
						北淡	571.429	809.524	2,768.519	3,000.000	3,305.556	3,916.667
					津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	3,388.889	3,611.112	3,916.667	4,407.408
				中川原 スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	3,861.112	4,101.852	4,407.408	4,638.889
			洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	4,111.112	4,351.852	4,638.889	5,222.223
		西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	4,685.186	4,916.667	5,222.223	5,768.519
	淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	5,222.223	5,462.963	5,768.519	6,935.186
	鳴門北	1,407.408	1,935.186	2,518.519	2,768.519	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	6,407.408	6,629.630	7,379.630
鳴門	476.191	1,851.852	2,379.630	2,962.963	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	6,851.852	7,074.075	7,379.630

(特大車)

												神戸西
											布施畑	619.048
										垂水	523.810	904.762
									淡路、淡路SA	3,222.223	3,611.112	4,111.112
								東浦	666.667	3,768.519	4,157.408	4,666.667
							北淡	904.762	1,333.334	4,666.667	5,046.297	5,555.556
						津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	5,685.186	6,074.075	6,583.334
				中川原スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	6,490.741	6,879.630	7,379.630	
			洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	6,888.889	7,277.778	7,796.297	
		西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	7,861.112	8,240.741	8,750.000	
	淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	8,750.000	9,138.889	9,638.889	
	鳴門北	2,333.334	3,222.223	4,194.445	4,601.852	5,407.408	6,380.953	7,047.620	7,476.191	10,861.112	11,240.741	11,750.000
鳴門	809.524	3,074.075	3,962.963	4,935.186	5,333.334	6,138.889	6,904.762	7,619.048	8,000.000	11,601.852	11,990.741	12,490.741

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(中型車)

				早島
			水島	380.953
		児島	476.191	761.905
	与島PA	1,296.297	1,768.519	2,129.630
	坂出北	1,500.000	2,796.297	3,268.519
坂出		1,611.112	2,907.408	3,379.630
				3,740.741

(大型車)

				早島
			水島	523.810
		児島	619.048	1,000.000
	与島PA	1,740.741	2,379.630	2,879.630
	坂出北	2,027.778	3,750.000	4,407.408
坂出		2,185.186	3,916.667	4,555.556
				5,055.556

(特大車)

				早島
			水島	857.143
		児島	1,047.620	1,714.286
	与島PA	3,046.297	4,111.112	4,944.445
	坂出北	3,574.075	6,611.112	7,694.445
坂出		3,833.334	6,879.630	7,962.963
				8,777.778

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(中型車)

			生口島北	
			因島南	428.572
		因島北		
	向島	796.297		1,157.408
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620		1,444.445

			大島北	
		伯方島		611.112
	大三島	476.191		1,000.000
生口島南	796.297	1,185.186		1,574.075

			今治	
		今治北		
大島南	1,435.186			1,666.667

(大型車)

			生口島北	
			因島南	527.778
		因島北		
	向島	1,000.000		1,500.000
西瀬戸尾道	476.191	1,407.408		1,907.408

			大島北	
		伯方島		750.000
	大三島	666.667		1,296.297
生口島南	1,000.000	1,546.297		2,074.075

			今治	
		今治北		
大島南	1,888.889			2,212.963

(特大車)

			生口島北	
			因島南	768.519
		因島北		
	向島	1,601.852		2,462.963
西瀬戸尾道	761.905	2,268.519		3,129.630

			大島北	
		伯方島		1,166.667
	大三島	1,157.408		2,083.334
生口島南	1,611.112	2,546.297		3,472.223

			今治	
		今治北		
大島南	3,240.741			3,768.519

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表7 割引適用後料金(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	95.239
										垂水	71.429	142.858
									淡路、 淡路SA	693.024	767.808	866.208
							東浦	95.239	799.296	874.080	972.480	
						北淡	142.858	190.477	972.480	1,000.000	1,095.239	
					津名一宮	142.858	238.096	309.524	1,095.239	1,142.858	1,190.477	
				中川原 スマート	119.048	238.096	333.334	404.762	1,190.477	1,238.096	1,285.715	
			洲本	71.429	166.667	285.715	380.953	452.381	1,238.096	1,285.715	1,333.334	
		西淡三原	142.858	190.477	285.715	380.953	500.000	547.620	1,333.334	1,380.953	1,428.572	
	淡路島南	142.858	238.096	285.715	380.953	500.000	595.239	642.858	1,428.572	1,476.191	1,523.810	
	鳴門北	428.572	523.810	619.048	666.667	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,809.524	1,857.143	1,904.762
鳴門	119.048	523.810	619.048	714.286	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,095.239	1,857.143	1,904.762	1,952.381

(普通車)

												神戸西
											布施畑	119.048
										垂水	95.239	166.667
									淡路、 淡路SA	828.780	922.260	1,045.260
							東浦	119.048	961.620	1,055.100	1,178.100	
						北淡	166.667	238.096	1,178.100	1,238.096	1,333.334	
					津名一宮	190.477	309.524	380.953	1,333.334	1,380.953	1,476.191	
				中川原 スマート	166.667	309.524	428.572	500.000	1,476.191	1,523.810	1,571.429	
			洲本	95.239	214.286	357.143	476.191	547.620	1,523.810	1,571.429	1,619.048	
		西淡三原	166.667	238.096	333.334	476.191	619.048	690.477	1,619.048	1,714.286	1,761.905	
	淡路島南	166.667	309.524	357.143	476.191	619.048	738.096	809.524	1,761.905	1,809.524	1,904.762	
	鳴門北	523.810	666.667	761.905	809.524	952.381	1,095.239	1,190.477	1,285.715	2,238.096	2,285.715	2,333.334
鳴門	142.858	619.048	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,190.477	1,285.715	1,380.953	2,333.334	2,380.953	2,428.572

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				早島
			水島	119.048
		児島	166.667	238.096
	与島PA	571.429	714.286	761.905
	坂出北	666.667	1,238.096	1,380.953
坂出		714.286	1,285.715	1,380.953
				1,476.191

(普通車)

				早島
			水島	166.667
		児島	190.477	309.524
	与島PA	714.286	857.143	952.381
	坂出北	846.980	1,523.810	1,666.667
坂出		857.143	1,571.429	1,714.286
				1,809.524

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	142.858
	因島北		
	向島	261.905	404.762
西瀬戸尾道	119.048	333.334	476.191

		大島北
	伯方島	190.477
	大三島	166.667
生口島南	285.715	428.572
		571.429

		今治
	今治北	
大島南	619.048	666.667

(普通車)

			生口島北
		因島南	166.667
	因島北		
	向島	333.334	523.810
西瀬戸尾道	142.858	428.572	571.429

		大島北
	伯方島	238.096
	大三島	214.286
生口島南	380.953	523.810
		714.286

		今治
	今治北	
大島南	761.905	809.524

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを經由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを經由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注2) 早島、水島又は児島から与島PAを經由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを經由して坂出北又は坂出までの区間を通行

する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年 3月14日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 三原 修二